

令和3年度 見本市等出展助成金（3回目）募集要項

助成制度の内容

- 1 制度の趣旨
- 2 助成対象者
- 3 助成対象事業
- 4 助成対象経費
- 5 助成対象から除く経費
- 6 助成率及び助成限度額
- 7 助成金交付対象事業の決定、審査
- 8 申請手続
- 9 スケジュール（予定）
- 10 助成事業者の義務
- 11 その他

別表 「助成対象経費」

助成金のメリットには、こんなことも！

出展費用が助かる！といった他にも、こんな利点があります。

- 1 見本市等出展時の、御社の信頼度アップ
公的支援機関が支援しているため、ブースでPRすることにより御社の信頼度が高まります。
- 2 見本市等での製品ターゲットの明確化
申請書を作成する段階で、見本市等における御社の目的を再確認でき、狙いがより明確になります。

申請書受付期間	令和3年9月1日（水）～9月30日（木） 17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
申込方法	申請書及び添付書類を申込受付窓口へ持参により提出
申込受付窓口及び問い合わせ先	公益財団法人広島市産業振興センター中小企業支援センター 所在地 広島市西区草津新町一丁目21番35号 TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570 E-mail : assist@ipc.city.hiroshima.jp

令和3年9月

公益財団法人広島市産業振興センター

見本市等出展助成金制度の内容

1 制度の趣旨

この制度は、広島市内の中小企業者等が新技術又は新製品の研究開発及び創意工夫により実用化又は商品化したものを、見本市・展示会その他中小企業者等の販路拡大につながる事業（以下「見本市等」という。）に出展する際に必要な経費の一部を助成することにより、市内の中小企業者等の市場開拓を促進し、地域産業の振興を図るものです。

2 助成対象者

助成対象者は次の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 広島市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者であって大企業が実質的に経営に参画していない者をいう。以下同じ。）又は当該中小企業者が構成員となっている組合・研究開発グループ

中小企業者とは	組合・研究開発グループとは
<ul style="list-style-type: none">● 中小企業支援法に定める中小企業者● 以下のいずれかに該当する者は、「みなし大企業」として助成対象外とします。<ul style="list-style-type: none">・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業	<ul style="list-style-type: none">● 「中小企業団体の組織に関する法律」に規定される組合または構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町(注)に主たる事業所を有し、かつ、1人以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成された中小企業団体・グループ <p>(注) 広島広域都市圏内の市町 広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町</p>

- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 新技術・新製品の研究開発及び創意工夫により実用化・商品化したものを見本市等に出展する事業について、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていない者
- (4) 申請日において、広島市、公益的法人等指導調整要綱に規定する指導調整団体等広島市関係団体による入札参加資格者の指名停止等の措置を受けていない者
- (5) 企業の活動に係る関係法令等を遵守し、反社会的行為をしていない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていない者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

3 助成対象事業

- (1) 新技術・新製品の研究開発及び創意工夫により実用化・商品化したものを見本市等に出展する事業を対象とします。なお、出展する見本市等は、インターネット上で開催する見本市等（以下「オンライン見本市」という。）を含みます。
- (2) 出展する見本市等は、令和4年1月1日から令和4年3月31日までに開催されるものに限ります。予備見本市等についても同様です。

※ 新製品は、申請日において実用化・商品化が完了していることを要します。

※ 申請は、前期・後期・3回目の募集において、いずれか1回のみです。

※ 予備見本市等：出展しようとする見本市等の抽選漏れなど不測の事態により出展できない場合の対応として、予備の見本市等を申請できます(助成金交付決定額の範囲内での変更を認めるものです)。

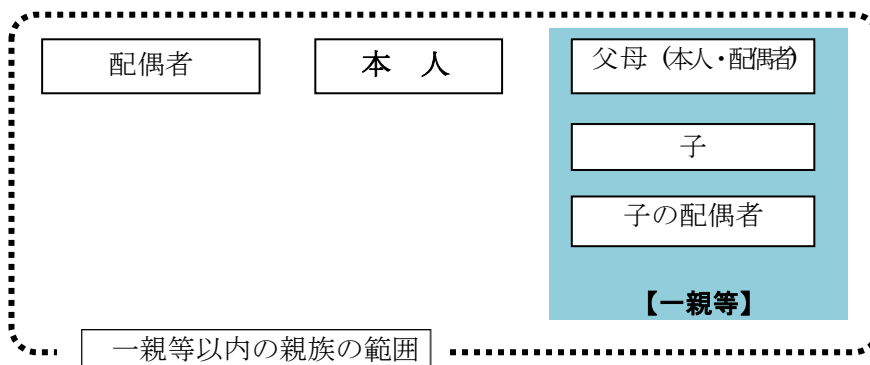
4 助成対象経費

助成対象事業に要する経費のうち、小間料、会場整備費、カタログ等作成費、会場でのアンケート調査費及び出品物運送費の消費税及び地方消費税額を除いた額が対象で、令和4年3月31日までに支払いが完了している必要があります。

5 助成対象から除く経費

助成対象経費のうち、以下の取引に係る経費は助成の対象外です。

- (1) 交付決定日以前に支出した経費
- (2) 資本金の出資に関して2分の1以上を占めている関係にある会社または出向役員が役員総数の2分の1以上を占めている関係にある会社との取引
- (3) 申請者または企業の場合には代表者が経営する他の会社または個人事業主との取引
- (4) 申請者または企業の場合には代表者の一親等以内の親族が経営する会社または個人事業主との取引



- (5) 「2 助成対象者」の(1)における組合・研究開発グループが申請者として応募した場合の、組合・研究開発グループの構成員間の取引

6 助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内で20万円以下

※ 交付する助成金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

7 助成金交付対象事業の決定、審査

審査の結果に基づき、採択事業者や採択金額などを決定します（申請額と比べて採択金額が減額となることがあります）。

申請内容に関する審査会を開催します。（開催日：令和3年10月21日（木））

審査は、当財団の「事業可能性評価委員会」において行います。

審査会では、申請内容に関するプレゼンテーションを行っていただいたのち、質疑があります。

【審査のポイント】

審査会では、次の項目について評価します。これらの項目について、分かりやすく、簡潔にプレゼンテーションを行っていただくこととなります。

- ア 市場性（市場のニーズ、成長性など）
- イ 技術力・競争力（既存技術、商品と比較した優位性、付加価値など）
- ウ 新規性・独創性（技術・商品の新規性・独創性、特許の取得可能性など）
- エ 出展効果（出展効果・注目度など）

8 申請手続

次の書類を準備して、受付期限までに当財団へ持参してください。

(1) 申請書類等

- ア 見本市等出展助成事業申請書（様式第1号） 1部
- イ 市税を滞納していないことを証する書類（納税証明書） 1部
- ウ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3か月以内） 1部
- エ 出展しようとする見本市等の内容がわかるもの 1部
- オ 代表者及び役員名簿
（氏名、フリガナ、生年月日、住所、役職名が記載されたもの） 1部

※ 見本市等出展助成事業申請書は、

<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/joseikin/mihonichi.html>

または、<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>からダウンロードできます。

※ 上記の書類の他、審査上必要な資料の提出を求める場合があります。

※ 申請にあたって、申請内容について当財団からヒアリングをさせていただく場合があります。

※ 提出された申請書類等は、本事業に関する以外の目的では使用しません。また、提出された申請書類等は返却しませんのであらかじめご了承ください。

※ 申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることをご了承ください。

(2) 申請受付 公益財団法人広島市産業振興センター中小企業支援センター

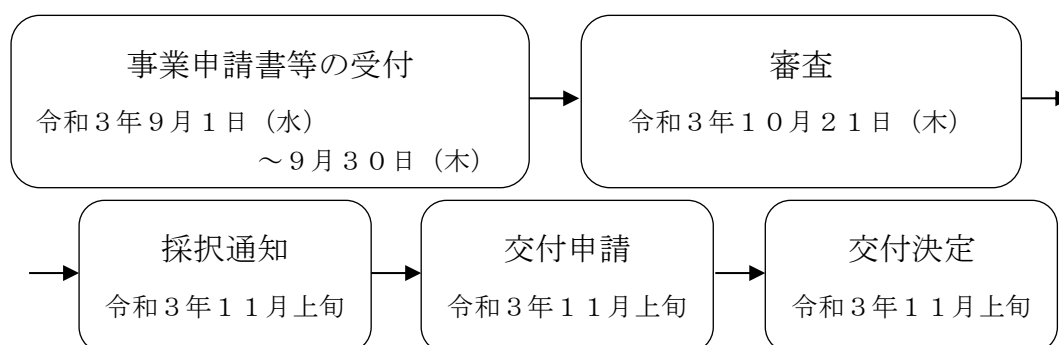
相談窓口 広島市西区草津新町一丁目21番35号

電話：082-278-8032 FAX：082-278-8570

E-mail:assist@ipc.city.hiroshima.jp

(3) 受付期限 令和3年9月30日（木）17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

9 スケジュール（予定）



10 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた事業者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- (1) 事業に要する経費の配分について、各項目につき10%以上の変更をする場合は、理事長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業を行う際には、当財団の助成を受けて出展していることを展示スペース内に表示すること。
- (6) 事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書に、当財団の助成を受けて出展したことを展示スペース内及び制作したデジタルコンテンツに表示したことが分かるものを添えて理事長に提出すること。また、事業実績報告書以外にも事業の成果に関する資料の提出を求められた場合は、提出すること。
- (7) 事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を、当該事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する当財団の会計年度末日まで保存すること。
- (8) 上記のほか、広島市補助金等交付規則及び見本市等出展助成金交付要綱の規定に従うこと。
- (9) 助成金の交付後も次に掲げる暴力団等に該当する者にならないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下暴力団という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

11 その他

- (1) 助成金は、事業の完了後、実績報告を当財団が確認した後にお支払いします。
- (2) 助成金の交付を決定した際には、報道発表しますのであらかじめご了承願います。

別表【助成対象経費】

項目	助成対象経費	助成対象外経費
小間料	<ul style="list-style-type: none"> ・出展する見本市等の小間料 (小間数の制限はない。オンライン見本市の場合は、参加料、登録料等) 	
会場整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・小間の設営等に必要な設置物のレンタル費、簡易工事の費用等 (例 看板、のぼり、幕、小間の立体構造物、机、椅子、照明、棚、電気配線工事費等) ・出展する見本市等の会場に設置するデジタルサイネージ等に表示するためのデジタルコンテンツ制作費 ・オンライン見本市のWebサイトに掲載するためのデジタルコンテンツ制作費 	<ul style="list-style-type: none"> ・小間の設営等に必要な設置物の購入費 ・自らデジタルコンテンツを制作した場合の人件費(※1)
カタログ等作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展する見本市等の会場で配布するカタログやチラシの作成費 ・自社印刷の場合の紙代やインク代 ・見本市等主催者が作成する会場案内チラシ等の掲載費用 ・対象となるカタログやチラシは、申請時に申請した製品が含まれるもの ・会社案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に申請した商品が全く含まれない製品カタログや製品チラシの作成費
会場でのアンケート調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展する見本市等の小間などで行う、来場者に対するアンケート調査に必要な消耗品 (例 アンケートの用紙代、印刷・コピー代、鉛筆、ボールペン、バインダー購入費用など) ・オンライン見本市において主催者が実施する見本市Webサイトへの訪問者に対するアンケート調査やアクセス分析等の利用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査で雇ったアルバイト代 ・アンケート回答者等に無料で配布する販促物作成費 ・アプリを利用したアンケート調査システム利用料(オンライン見本市を除く。) ・アンケート集計及び分析ツールやソフトの利用料(オンライン見本市を除く。)
出品物運送費	<ul style="list-style-type: none"> ・運送委託費(展示用資材等の運搬について、運搬を生業とする業者に外部委託する経費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の見本市等からの搬入や他の見本市等に搬出するための経費(※2) ・商品を自ら搬入・搬出した場合のレンタカー代やガソリン代、高速道路代(※3)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費 ・銀行等への振込み手数料 ・展示会に出るための従業員等の交通費 ・出展するための会員登録費

※1 直接人件費は当事業の助成対象経費ではないため。

※2 助成対象となる広島市内の事業所から対象の見本市等までの経費を算定することが困難であるため。

※3 当該人物の見本市等会場への移動の一環と考えられるため。